

「モバイル網固定電話の技術的条件」報告(案)及び
「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」最終答申(案)
に対する意見及びその考え方(案)

意見募集期間:令和8年2月18日(水)~同年3月19日(木)
案件番号:145210653

意見提出 10件 (法人:5件、個人:5件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	個人4
5	株式会社NTTドコモ
6	個人5
7	KDDI株式会社
8	NTT株式会社
9	NTT西日本株式会社
10	NTT東日本株式会社

・ 総論

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● 整理されたモバイル網固定電話の技術的条件及び電気通信番号制度上の要件は、現行サービスの品質・仕様を踏まえたものであり、事業者への過度な負担なくユニバーサルサービスとしての提供が実現しうるものとなっていることから、方向性に賛同。</p>		
<p>○ 弊社としましては本報告（案）／最終答申（案）で整理された技術的条件、および電気通信番号制度の要件は、すでに低廉な料金にて提供されているサービスの品質・仕様を踏まえたものとなっており、そのサービスを活用したユニバーサルサービスへの展開に向けては、サービス提供元である既存事業者側の負担が少なく、かつ早期に実現しうるものとなっておりますので、本整理の方向性に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見 2</p> <p>● 整理されたモバイル網固定電話の技術的条件及び電気通信番号制度上の要件は、現行サービスの品質・仕様を踏まえたものであり、過度な負担なく複数事業者によるユニバーサルサービスの効率的なエリアカバーを実現しうるものとなっていることから、方向性に賛同。</p> <p>● 各論点に関する整理についても、その整理の方向性について賛同。</p> <p>● 緊急通報における機能や通信品質について、中長期的課題とされている事項について、引き続き、必要な検討に協力していく。なお、緊急通報における機能に関する検討に当たっては、モバイル網固定電話のみではなく携帯電話全体での議論とすることを要望する。</p> <p>● 本報告（案）においてユニバーサルサービスとして満たすべき技術基準が明確化されたことを踏まえ、現行サービスをユニバーサルサービスとして指定するための制度整備を速やかに進めていただくことを要望する。</p>		
<p>○ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和 7 年 2 月）において、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供と利用者の移行先を併せ確保する観点から、モバイル網の活用を更に進め、「モバイル網固定電話」を新たにユニバーサルサービスに位置付ける方針が示されています。本報告／</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>答申(案)で具体的に整理された技術的条件および電気通信番号制度の要件は、各携帯電話事業者の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービス(以下、現行サービス)の品質・仕様を踏まえた検討により、事業者の過度な負担なく複数事業者による電話のユニバーサルサービスの効率的なエリアカバーを実現するものとなっており、整理の方向性に賛同します。</p> <p>○ 各論点に関する整理に関しては、電気通信番号制度における「固定端末系伝送路設備の一端の設置要件」を課さない方向性が示されたことや、責任分界点についてターミナルアダプタを現行通り端末設備として扱う整理、さらに損壊・故障対策等について新たな一体的規律を課さず現行通りの適用とされたことは、現行サービスの「低廉性」を維持しながら提供エリアの拡大を可能とするものであり賛同します。</p> <p>○ また、通信品質(総合品質)において多様な提供手法に配慮した柔軟な基準値が設定されたことや、緊急通報において短期的には現行サービスの仕様(携帯電話相当の機能)での早期提供を可能とする方針が示されたことについても、ユニバーサルサービスに求められる「低廉性」と「利用可能性」を担保する上で現実的かつ妥当なアプローチであると考えため賛同します。</p> <p>○ その上で、今後の中長期的課題として挙げられている「緊急通報時の0ABJ番号や住所情報の通知の実装」や、将来的な技術進展に伴う通信品質基準の見直しについては、当社としても中長期的な課題であると受け止め、必要な検討に引き続き協力していきます。なお、緊急通報機能の拡充にあたっては、モバイル網固定電話のみにスコープを限定せず、携帯電話からの通報が大半を占める現状を踏まえ、携帯電話全体での議論として慎重に進めていただくことを要望します。</p> <p>○ 最後に、現行サービスについては、「最終保障提供責務の導入等</p>	<p>○ 緊急通報、通信品質に関する中長期の検討については、関係者の意見を踏まえつつ、総務省において議論を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ ユニバーサルサービスとして指定する</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」一次報告書（案）において「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申の考え方に沿うことが確認された段階でユニバーサルサービスとして制度化するための制度整備に着手することが適当とされていると認識しており、本報告（案）においてユニバーサルサービスとして満たすべき技術基準が明確化されたことを踏まえ、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供の観点から、現行サービスをユニバーサルサービスとして指定するための制度整備を速やかに進めていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【NTT 株式会社】</p>	<p>ための制度整備については、本報告（案）において技術的条件が示されたことも踏まえ、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申」に沿って、今後、関係する委員会及び総務省において検討が進められるものと考えます。</p>	
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 整理されたモバイル網固定電話の技術的条件は現行のサービス品質・仕様を踏まえたものであり、追加的な開発等が不要と考えられ、また、電気通信番号制度上の要件は、柔軟な提供エリアの拡大を可能にするものと想定している。ユニバーサルサービスの維持に係る国民負担の軽減や利用者利便の確保の実現に資するものであると考えられることから、方向性に賛同。 ● 本報告（案）及び本答申（案）を踏まえ、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして指定するとともに、NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社がモバイル網固定電話の卸提供を受けることを可能とするための制度整備について、引き続き、検討を要望する。 		
<p>○ 電話のユニバーサルサービスをサステナブルに提供していく観点から、今後、当社はメタルを用いた加入電話から光・モバイルを用いた固定電話サービスへの円滑な移行を進めていく考えですが、そのためには、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスと位置付けた上で、当社が MNO 事業者から当該サービスの卸提供を受け、加入電話の代替サービスとして提供していくことを可能とさせていただくことが必要と考えます。</p> <p>今回の報告（案）において整理された、モバイル網固定電話に係る技術的条件は現行の MNO 事業者が提供するサービススペックを踏まえたものとなっており、各社において追加的な開発等の対応は</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ユニバーサルサービスに指定する等の制度整備については、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申」に沿って、関係する委員会及び総務省において検討が進められるものと考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>不要と考えられること、また、答申（案）において整理された、固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置要件が不要とされる方向性については、MNO 事業者において、費用をかけることなく柔軟に提供エリアを拡大することが可能になると想定しています。</p> <p>そのため、当社が加入電話の代替サービスとしてモバイル網固定電話を提供していくにあたって、ユニバーサルサービスの維持に係る国民負担の軽減や利用者利便の確保の実現に資するものであると考えられることから、今回の報告（案）及び答申（案）の整理の方向性に賛同いたします。</p> <p>また、今回の報告（案）及び答申（案）を踏まえ、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供の観点から、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして指定するとともに、当社がモバイル網固定電話の卸提供を受けることを可能とするための制度整備について、引き続きのご検討をお願いいたします。</p> <p>【NTT 東日本株式会社・NTT 西日本株式会社】</p>		

・モバイル網固定電話の技術的条件

意見	考え方	修正の有無
責任分界点について		
意見 4		
● 現行サービス同等の扱いとなる方向性が示されたことについて、サービスの低廉性の維持の観点から賛同。		
○ 現行サービス同等の扱いとなる方向性が示されたことは、サービスの「低廉性」の維持につながるものであり、賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
通信品質について		
意見 5		
● 現行サービスの多様な提供手法に配慮した柔軟な基準値が設定されたことについて、サービスの低廉性の維持の観点から賛同。		
○ 現行サービスの多様な提供手法に配慮した柔軟な基準値を設定頂いたことは、サービスの「低廉性」の維持につながるものであり、賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
緊急通報における機能について		
意見 6		
● 固定電話からモバイル網固定電話への移行が進む中で、緊急通報装置が利用できない等のトラブルが生じないよう、制度面での対応や、利用者への十分な周知を行っていただくことを強く希望いたします。		
○ モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付けることに賛同いたします。 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 固定電話サービス移行円滑化委員会（第3回） 資料3-3「独立行政法人国民生活センター提出資料」4ページにおいて、「モバイル網固定電話で緊急通報装置が利用できない」との事例が紹介されていました。 しかしながら、本報告書ではこの問題に関する具体的な言及が見当たりませんでした。 固定電話からモバイル網固定電話への移行が進む中で、同様のトラブルが利用者にも生じないよう、制度面での対応や、利用者への十分な周知を行っていただくことを強く希望いたします。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 現在提供されているモバイル網を活用した固定電話においては、各社のHPIにて、確認事項や注意事項として、通報ボタンを押すことで緊急機関に連絡される装置については、使用できない旨周知されているものと認識しております。 ○ 御指摘いただいた点も含め、緊急通報の機能については、事業者がユーザへの周知を徹底し緊急通報を円滑に行えるように取り組むことが重要と考えます。なお、総務省においても、そのような装置が	無

意見	考え方	修正の有無
【個人4】	使用できない可能性を含め丁寧な案内を検討するようNTT東日本・西日本に要請を行っているものと認識しております。	
意見7 ● 短期的には現行サービスの仕様での提供を可能とする方向性について、サービスの早期提供及び低廉性の維持の観点から賛同。		
○ 現行サービスの仕様にて提供する方向性が示されたことは、サービスの早期提供、およびサービスの「低廉性」の維持につながるものであり、賛同いたします。 緊急通報について、コールバックの際、緊急通報用の0A0番号が利用者に認知されていないことによって生じている運用上の課題については、契約時のご案内の徹底等により、お客様の利便性向上に取り組んでいく考えです。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
○ 前述の通り、加入電話からのサービス移行を円滑に進めていくうえで、当社は卸提供を受けたモバイル網固定電話を加入電話の代替サービスとして早期に提供していくことが必要であると考えており、そのためには緊急通報機能についてもMNO事業者において追加的な開発等を行うことなく、現行のサービス仕様のままユニバーサルサービスとして位置付けることを可能とすることが望ましいことから、緊急通報機能について、短期的には現行サービスの仕様での提供を可能とする方針に賛同いたします。 【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】		
意見8 ● 短期・中長期に分けて検討を行うことについて、賛同。 ● 中長期の検討については、関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、その実現可能性や費用対効果を含めて慎重に検討し、議論を進めることを希望。		
○ 短期・中長期に分けて検討を行うことに賛同します。中長期の検討については、関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、その実現可能性や費用対効果を含めて慎重に検討し、議論を進めることを希望します。 【KDDI株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 中長期の検討については、関係者の意見を踏まえつつ、総務省において議論を進めることが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
損壊・故障対策等の設備規律について		
意見 9 ● 現行どおりの規律の方向性について、賛同。		
○ 現行どおりの規律の方向性のため、賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無

・モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度

意見	考え方	修正の有無
<p>意見10</p> <p>● モバイル網固定電話について、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画に設置することを要件として課さないという方向性は、サービスの低廉性を維持しながら提供エリアの拡大を可能とするものであり、賛同。</p>		
<p>○ 当社要望である「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置は要件と課さない」方向性が示され、サービスの「低廉性」を維持しながら提供エリアの拡大を可能とするものであり、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ サービスの低廉性を維持しながら提供エリアを拡大するなど、ユニバーサルサービスの効率的な提供を行うことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>○ モバイル網固定電話の低廉性及び利用可能性を担保に繋がるため、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画に設置することを要件としないことについて賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		

・その他

意見	考え方	修正の有無
<p>意見11</p> <p>● 固定電話番号を偽装したなりすまし電話による詐欺被害が増加している。電話番号がユニークであるためにセキュリティ品質をどう確立するのかについて、答申を希望する。</p>		
<p>○ 固定電話番号を使ったなりすまし電話による詐欺被害が急激に増加しています</p> <p>それにより、世間一般に公表されている公共の電話番号は信用されていない状態にあります</p> <p>OABJ-IP化のおかげなのかもしれませんが、固定電話のIP化を進める議論はありますが、番号がユニークなものであることを証明する番号についてのセキュリティ品質についてこの答申からは議論されたのか見えませんでした</p> <p>今後、緊急通報についてもなりすましによる誤報があれば混乱を招くこととなります</p> <p>どこかで議論されているのかもしれませんが、電話番号がユニークであるためにセキュリティ品質をどう確立するのかについても答申をお願いします</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 本件は、新たにユニバーサルサービスとして位置付けられるモバイル網固定電話について、技術的条件及び電気通信番号制度における規律の在り方を検討したものです。</p> <p>御指摘の固定電話番号を偽装したなりすまし電話については、既に事業用電気通信設備規則第35条の2の6等において、利用者に付与した電話番号と異なる番号を送信することがないよう必要な措置を講ずることが電気通信事業者に義務付けられており、電気通信事業者による当該規定の適切な運用が必要であると考えます。</p>	無
<p>意見12</p> <p>● 概ね内容に賛同。</p> <p>● NTT各社の経営状況が悪化していることは認識しているものの、NTT東日本・西日本はあくまで基盤的かつ公益性の高いサービスを担っていることから、NTT東西の固定網国営化も含めサービスレベル維持に向けた支援をいただきたい。</p>		
<p>○ 概ね内容に賛同します。携帯電話網を活用した擬似的な固定電話のサービスは、あくまでも携帯電話の延長として販売され利用されているため、緊急電話の制限や通話品質の違いなどを前提に本来の固定電話とは分離して利用されています。一方で固定電話の基盤となっているNGNは網内折り返し伝送時間が10msを下回るような堅牢な通信網であり、これを前提としたユーザー側サービスも展開されています。NTT東西はこれまで柔軟課金を廃止したり電話帳を廃止したりしており、他NTTグループ各社のサービスを含</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>めて破壊的かつサービスレベルを下げる変更がみられます。総務省の最近の施策によりNTT各社の経営状況が悪化していることは認識しているものの、NTT東西はあくまで基盤的かつ公益性の高いサービスを担っていることから、NTT東西の固定網国営化も含めサービスレベル維持に向けた支援をいただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
<p>意見13</p> <p>● モバイル網固定電話に先駆けて、IP電話からの緊急通報へのダイヤル規制撤廃を求める。</p>		
<p>○ 災害対策として、という事の様だが、 だったら、既存のIP電話（050）からの緊急ダイヤルも、いい加減解放すべきではないのか。 NTTの差別化の為だろうが、人の命に関わる制限を未だに課しているのは問題だろう。 モバイル固定電話に先駆けて、IP電話への緊急ダイヤル規制の撤廃を求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ いただいた御意見については、緊急通報についての中長期的な検討に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>○ 緊急通報機能を提供するためには、提供区域内の全ての受理機関の指令台と接続した上で、通報者の発信場所に応じた管轄の受理機関と接続する機能や、位置情報の提供等の受理機関のニーズを踏まえた機能を有すること、そのためのサービス提供区域の指令台との調整が必要となります。これらの条件が満たされれば、050番号についても制度上、緊急通報の提供が可能です。</p>	無
<p>意見14</p> <p>● モバイル網固定電話の技術基準見直しと電話番号犯罪対策強化は、弱者（高齢者・低所得層）の負担増大と排除を招くだけであり、本報告（案）及び本答申（案）に反対。</p> <p>● 電話サービスの公共料金化及び弱者保護の視点を報告（案）及び答申（案）に反映することを強く求める。</p>		
<p>○ 報告（案）・答申（案）に反対します。モバイル網固定電話の技術基準見直しと電話番号犯罪対策強化は、弱者（高齢者・低所得層）の負担増大と排除を招くだけです。</p> <p>高齢者の多くが固定電話に頼っている中、犯罪対策で番号利用制限・停止が拡大すれば、生活必需の連絡手段が失われます。モバイル網固定電話の技術基準変更でMVNOのコスト増 → 格安プラン値</p>	<p>○ 本委員会においては、ユニバーサルサービスとしての「低廉性」の観点も踏まえて検討を行い、報告（案）における技術的条件についても、ユニバーサルサービスへの指定に際しコストをかけて処理能力の改善を求めないものとなっています。このことから、報告（案）における検</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>上げのリスクも高いです。すでに大手寡占（シェア90%）による料金高止まり（月5,000円超）が地方普及を阻害しています（普及率75% vs 都市90%）。数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか値上げ続きです。儲かりすぎてる証拠（利益率20-30%）であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけません。電波・番号は国民共有の資源です。公共料金化（基本プラン月3,000円以下上限、シンプルプラン限定、高額手数料の禁止）で誰もが安く使えるようにしてください。利用者への負担転嫁を禁止してください。報告・答申案に公共料金化と弱者保護の視点を強く反映を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>討結果が利用者の負担増や排除を招くことにはつながらないものと考えます。</p> <p>○ その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、電話番号犯罪対策に係る電気通信番号制度は一次答申に盛り込んでおり、今回の報告（案）及び最終答申（案）はモバイル網固定電話の技術的条件や電話番号制度について取りまとめたものです。</p>	